

ふるさとワーキングホリデーの概要

R4概算要求額 0.4億円

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方自治体

- ✓ 地域の魅力を知ってほしい
- ✓ 交流人口を増やし消費を拡大したい
- ✓ 少しでも多く定住してほしい

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



これまでの実績(R3.3時点)

ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、**約3,500人**が地域での暮らしを体験。

実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくても、ぜひ参加すべきと思います。(大学4年生)

「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。(大学1年生)

麴の管理のために蔵の中に泊まることなどは、実際に酒造で働かなければ体験できないものでとても良い経験となりました。(大学2年生)

参加者

- ✓ 旅行では味わえない体験がしたい
- ✓ 地域との交流を深めたい
- ✓ 第二のふるさとが欲しい

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS (Twitter、facebook) の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



企業向け説明会(ブロック単位)の開催

- ・地域企業の参加拡大と実施自治体増を図るため、企業及び未実施自治体を対象にした説明会を開催。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：**概ね1年以上3年以下**

○**地方財政措置**：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限

(報償費等270万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり470万円の上限は変更しない。)

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了2年以内**へ延長

③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限(プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり1.2万円上限(活動に要する経費)

⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人、令和元年度:154人、令和2年度:96人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

**隊員の約7割が
20歳代と30歳代**

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※R2.3末調査時点

ローカル10,000プロジェクト

R4概算要求額 地域経済循環創造事業交付金
10.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

- ・ 原則 1/2
- ・ 条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・ 下記「重点支援」に該当する事業は 10/10

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績 (423事業、343億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (R2年度末時点))

- ・ 公費交付額 122億円
- ・ 融資額 169億円
- ・ 自己資金等 52億円

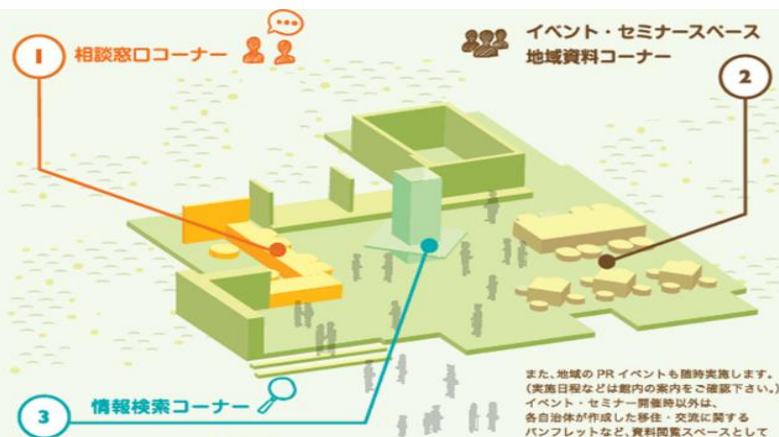
重点支援

- ①脱炭素に資する地域再エネの活用に関連する事業【新規】
 - ②生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【継続】
- 等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

移住・交流情報ガーデン

R4概算要求額:0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日) 11:00-21:00 (土日祝) 11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

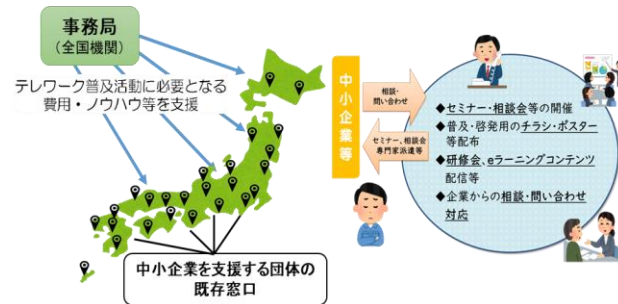
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分

銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

- 新型コロナウイルス感染症への対応方策として、多くの民間企業・団体がテレワークを経験した結果、マネジメント・コミュニケーション・生産性低下といった課題が表面化したことを踏まえ、民間企業・団体による自発的なテレワークを促進するため、テレワークの「質」にフォーカスし、テレワークの導入推進及び導入後の確実な「定着」に向けた施策を実施。

① テレワーク・ワンストップ・サポート



② テレワーク月間における普及啓発

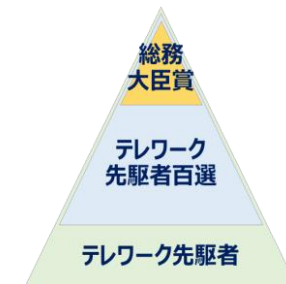


テレワーク月間ロゴ

③ テレワーク先進事例の表彰



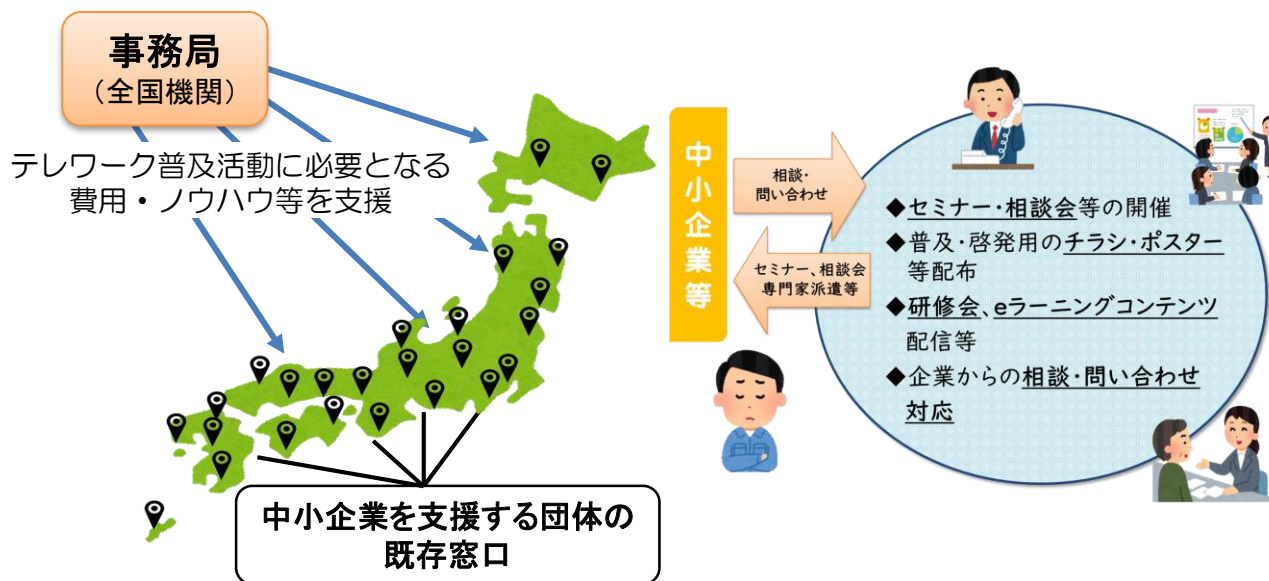
テレワーク先駆者百選ロゴ



テレワーク・サポートネットワーク事業

- 全国各地の中小企業等へのテレワーク普及促進のため、各地域における**中小企業支援の担い手となる主体**と連携し、これら団体の既存の窓口を「**テレワーク・サポートネットワーク**」として設定。
- ⇒ これら窓口は、テレワークの導入について事業者を支援する機能を担っていただくとともに、当該地域内において、テレワーク相談の相互連携ができるネットワーク機能を果たしていただくことを想定。
- サポートネットワークとして設定された窓口に対して、事務局となる全国機関(事業の受託者)を通じ、**テレワーク普及活動に必要な費用・ノウハウ等を支援**(チラシ・ポスター等の印刷やセミナー開催、専門家派遣の費用の支援、コンテンツ提供など)。

テレワーク・サポートネットワーク (全国の社労士会、商工会議所等)



- 事務局は、窓口として登録された**258団体**(商工会議所135 / 社会保険労務士会47 等)と連携
- R2年度は、セミナー299回(現地開催106回 / オンライン193回)、相談会135回(現地開催47回 / オンライン88回)の計**434回**実施し、のべ**4,687名**が参加

テレワークマネージャー相談事業

- テレワーク導入を検討する企業等に対し、**専門家が無料でテレワークの導入に関するアドバイス（システム、セキュリティ等）**を実施。
- これまでに実施した相談対応の結果を事例集として取りまとめ、事業Webサイトで公表。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、テレワークの一層の導入の促進を図るため、R2年度には以下の点について対応。
 - ✓ **テレワークマネージャーの増員**
(R2年度当初：21名 → 109名)
 - ✓ **申請者とテレワークマネージャーのマッチングの迅速化のためのシステム構築**

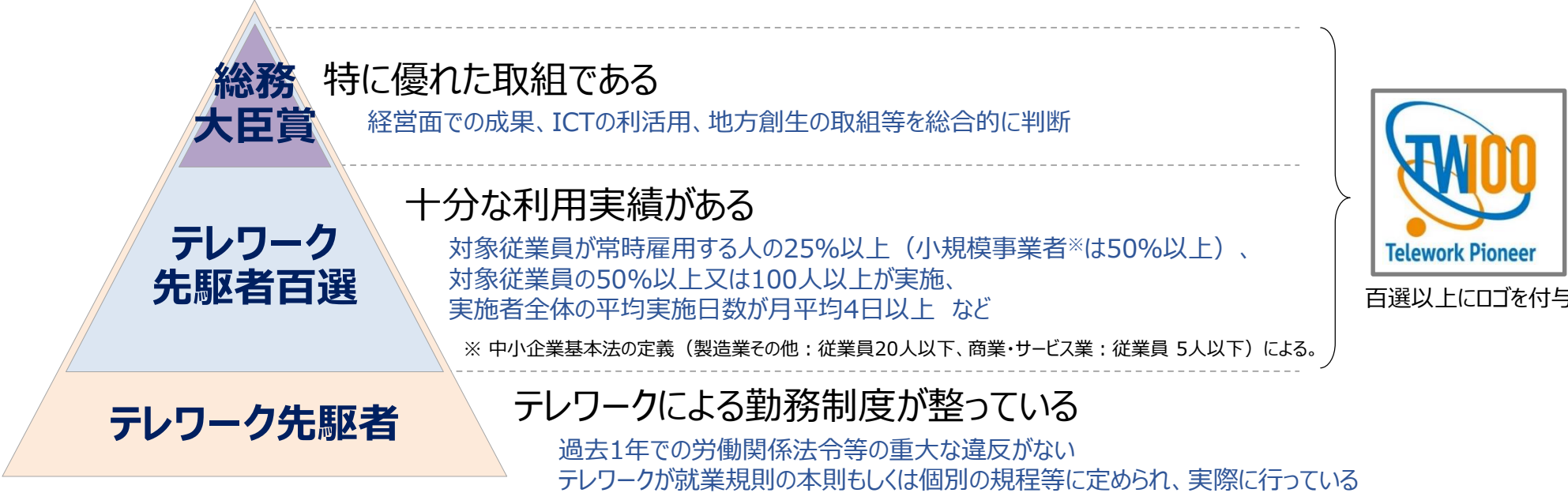


The poster for the 'Telework Manager Consultation Service' (テレワークマネージャー相談事業) is displayed. It features a blue header with the text '総務省 事業' (Ministry of Internal Affairs Business) and '令和2年度' (Reiwa 2nd Year). The main title is 'テレワークマネージャー 相談事業'. Below the title, a paragraph explains that the service is a free consultation for companies considering telework, provided by specialists (Telework Managers) who offer advice on systems and security. The poster includes a large question mark icon and a person at a laptop, with text asking 'テレワークを導入するためには どうすればいいの？ システムやセキュリティは？' (How should I introduce telework? What about systems and security?). It also mentions 'テレワークの専門家による コンサルティング' (Consulting by telework specialists) and '導入支援' (Introduction support). The consultation period is listed as '令和2年 4月1日 水' (Reiwa 2nd Year, April 1st, Wednesday) to '令和3年 3月31日 水' (Reiwa 3rd Year, March 31st, Wednesday). The fee is '費用 コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担' (Fees: Consulting fee is free, communication charges are user's responsibility). A Q&A section at the bottom explains the service and its benefits. A small note at the bottom states that the service is suspended in areas with high infection rates.

■ 令和2年度相談件数：664件 [昨年度:235件]

テレワーク先駆者百選

- テレワークの導入・活用を進めている企業・団体を「**テレワーク先駆者**」として、さらに十分な利用実績等が認められる場合に「**テレワーク先駆者百選**」として選定・公表。
- 「テレワーク先駆者百選」のうち、特に優れた取組には**総務大臣賞**を授与。



年度	総務大臣賞	テレワーク先駆者百選 選定数
令和2年度	江崎グリコ(株) / (株)キャスター / チュリッパ保険会社 / 富士通(株) / 八尾トヨー住器(株)	60
令和元年度	アフラック生命保険(株) / シックス・アパート(株) / 明豊ファシリティワークス(株) / リコージャパン(株)	32
平成30年度	向洋電機土木(株) / 日本ユニシス(株) / フジ住宅(株) / 三井住友海上火災保険(株) / (株)WORK SMILE LABO	36
平成29年度	(株)NTTドコモ / (株)沖ワークウェル / 大同生命保険(株) / 日本マイクロソフト(株) / ネットワンシステムズ(株)	41
平成28年度	サイボウズ(株) / (株)ブイキューブ / 明治安田生命保険相互会社 / ヤフー(株)	42
平成27年度	—	36